



被災中小企業者等 支援策ガイドブック 千葉県（第1版）

被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

政府では、被災された中小企業者の皆さまが事業の復旧・再開に向け立ち上がる際のお力になれるよう、中小企業者向け支援策の情報をまとめました。是非ご活用ください。

今後、内容が追加・変更される可能性もございます。最新の情報は各支援策に示した窓口に御確認ください。

地方公共団体が被災事業者向けに情報提供を行う際は、本ガイドブックに掲載している情報を自由にご活用ください。

令和元年10月28日
中小企業庁

目次

1. 事業継続、再開などについて相談したい	
(1) 特別相談窓口での電話相談や窓口相談	P 3
(2) ミラサポ専門家派遣（相談窓口に電話 1 本で専門家を派遣）	P 4
(3) 被災商店街への専門家等の派遣	P 5
2. 設備の購入（撤去）費用などの補助制度について知りたい	
(1) 小規模事業者持続化補助金（千葉県災害対応型）	P 6
(2) 令和元年度台風第15号で被災した事業者に対する軽減税率対策補助金の対応について	P 7
3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配	
(1) 日本政策金融公庫の災害復旧貸付・金利引き下げ	P 8
(2) 信用保証制度（セーフティネット保証 4 号）	P 9
(3) 信用 保証制度（災害関係保証）【激甚のみ】	P 10
(4) 被災既往債務の返済条件緩和等の対応強化	P 10
(5) 小規模企業共済制度の災害時貸付	P 11
(6) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン	P 12
(7) 金融庁相談ダイヤル（金融機関とのトラブル等）	P 12
(8) 千葉県制度融資（セーフティネット資金・一般枠）	P 13
(9) 千葉県制度融資（セーフティネット資金・市町村認定枠）	P 14
(10) 千葉県制度融資（セーフティネット資金）の利子補給	P 15
(11) 千葉県信用保証協会による緊急短期資金保証	P 16
(12) 千葉市中小企業資金融資制度（災害復旧資金）	P 17
(13) 千葉市中小企業資金融資制度（経営安定資金）	P 18
(14) 茂原市中小企業融資利用者への信用保証料助成	P 19
4. 下請取引のトラブルが不安	
(1) 下請取引について、親事業者への配慮要請	P 20
(2) 型の保管・管理に関してお困りの方	P 20
(3) 下請かけこみ寺	P 21

目次

5. リース関係のトラブルが心配	
(1) リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会）	P 22
6. 従業員の休業や離職に関する手当を知りたい	
(1) 雇用保険の基本手当（失業給付）の特例措置	P 23
(2) 雇用調整助成金	P 24
7. 税金の申告・納付期限の延長等について知りたい	
(1) 国税に関する申告・納付等の期限の延長	P 25
(2) 所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減	P 25
(3) 納税の猶予	P 25
(4) 県税 に関する申告・納付等の期限の延長	P 26
(5) 徴収猶予	P 27
(6) 減免等	P 27
8. 風評被害を払拭し、観光客を呼び戻したい	
(1) 商店街活性化・観光消費創出事業	P 28
(2) 千葉県地域商業活性化事業補助金（活性化推進事業（連携事業））	P 29
9. 補助金の申請その他の手続きについて知りたい	
(1) 補助事業等の執行手続きにおける柔軟な対応	P 30
10. 今後の災害に備えたい	
(1) 事業継続支援助成金	P 31
11. 問い合わせ先一覧	P 32

1. 事業継続、再開などについて相談したい

(1) 特別相談窓口での電話相談や窓口相談

今次災害で影響を受けられた中小企業・小規模事業者の方々が各種相談をできるよう、地方経済産業局等の政府機関、中小企業支援機関、政府系金融機関等に特別相談窓口を設置しています。

対象者

令和元年度台風15号等により被害を受けた中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会
 - ・商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会
 - ・よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構地域本部、
 - ・関東経済産業局
- (「1.1. お問い合わせ一覧」①②③⑨⑩をご覧ください。)

1. 事業継続、再開などについて相談したい

(2) ミラサポ専門家派遣（相談窓口で電話1本で専門家を派遣）

よろず支援拠点や、地域プラットフォーム（※）にご来訪いただくか、お電話をいただければ、経営や資金繰り、税務、会計、雇用、ITなどの専門家を派遣します。

通常は、窓口訪問後、一定のコンサルティングを受けてから専門家の派遣を行っていますが、被災された事業者のご負担を考慮して、お電話のみのご相談後に、専門家の派遣を行うこととします。

（※）地域プラットフォームは、商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携したグループです。

対象者

令和元年台風15号により被害を受けた中小企業・小規模事業者

支援内容

収益性の改善が図れず、売上回復が困難な企業に対して経営改善のためのアドバイスを行うなど、多種多様な経営課題に対応します。

専門家の派遣は3回(事業承継、IT導入に係る課題の場合は5回)まで無料です（「ミラサポ」に登録されている全国の専門家の中から派遣）。

【主な想定事例】

- ・運転資金確保が困難となった企業に対し、資金繰り計画と需要見通しの整理や事業計画の策定を支援。
- ・顧客離れで経営が困難となった企業に対し、新規顧客獲得等に向けた取組を支援。

お問い合わせ先

専門家派遣事業事務局

平日：9：00～17：00（電話）03-5542-1685

専門家派遣制度について、詳しくは以下のURLをご覧ください。

URL：<https://www.mirasapo.jp/specialist>

1. 事業継続、再開などについて相談したい

(3) 被災商店街への専門家等の派遣

被災商店街の復興に向けた、情報・ノウハウ提供事業を行います。

対象者

令和元年台風第15号により被災した商店街

※商店街のほか、市町村や商工会・商工会議所などの支援機関からの申込みも可能です。

支援内容

商店街の復興に向けた情報・ノウハウ提供事業を行います。

(株) 全国商店街支援センターは、令和元年台風第15号の被害を受けた商店街の求めに応じ、被災した商店街の復興に携わったことのある専門家等を派遣し、事例を中心に情報提供及びアドバイスをいたします。

【実施内容】

- ・過去の災害事例を中心とした情報提供及びアドバイス
(被災の状況把握、復興に向けた方向性やプロセス、ノウハウ等)
- ・復興に向けたディスカッション

【派遣にかかる費用】

無料

【対象地域】

原則、千葉県において災害救助法の適用を受けた市町村

【募集期間】

令和2年2月28日（金）まで

お問い合わせ先

(株) 全国商店街支援センター

所在地：東京都中央区湊 1 丁目 6-11 ACN八丁堀ビル4 階

電話番号：03-6228-3061

メールアドレス：yousei-s@shoutengai-shien.com

ホームページ：<https://www.syoutengai-shien.com/drsinfo02/>

2. 設備の購入（撤去）費用などの補助制度について知りたい

（1）小規模事業者持続化補助金（千葉県災害対応型）

小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって経営計画を策定し、販路開拓などの事業再建に取り組む費用を支援します。

対象者

災害救助法が適用された千葉県内の市町村の地域に所在し、令和元年台風15号により被害を受けた小規模事業者（間接被害を含む）

※商工会・商工会議所の支援を受けて事業再建に取り組む者

支援内容

①公募開始時期：10月11日～10月31日

②補助率：2／3

③上限額：50万円（災害救助法が適用された地域）

※局地激甚災害指定を受けた鋸南町は上限額100万円

※最大10者まで共同申請可能。（補助上限×申請者数）

④補助対象費目：機械装置等費、設備処分費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、委託費、外注費

※交付決定前に実施した事業にも遡及適用が認められる場合があります。

※事業者負担分については、「3（5）小規模企業共済制度」等のご活用もご検討ください。

お問い合わせ先

お近くの商工会・商工会議所へご相談ください（「11. お問い合わせ先一覧⑩」をご覧ください）。

※お近くの商工会・商工会議所は、千葉県商工会連合会・日本商工会議所にお電話で問い合わせいただくか、商工会検索サイト・商工会議所検索サイトでご確認ください。

千葉県商工会連合会 電話：043-305-5222

検索サイト <http://www.chibaken.or.jp/list.html>

日本商工会議所 電話：03-6447-1691

検索サイト <http://www5.cin.or.jp/ccilist/search>

2. 設備の購入（撤去）費用などの補助制度について知りたい

（2）令和元年台風第15号で被災した事業者に対する 軽減税率対策補助金の対応について

今夏の災害で被害を受けた事業者が、今年10月より実施された軽減税率制度に対応するレジの導入等を行う場合については、被災事業者の実情に応じて柔軟に対応します。

概要

被災事業者が事業の再開を果たし、軽減税率対応レジの導入に取り組もうとする場合には、10月1日以降に購入契約を締結したのも補助対象として取り扱うこととします。また、導入済みの対応レジの損壊により、再度導入し直す必要がある場合には、必要な手続を行った上で、制度上の一事業者あたりの補助上限額の範囲内で、損壊した機器に係る補助金額について、再度の申請を認めることとします

支援内容

- 対象者：軽減税率の対象商品の販売を行っている中小の小売業者等
- 補助率：原則3/4（なお、3万円未満のレジ購入の場合4/5）
- 補助上限：レジ1台あたり20万円、券売機1台あたり20万円。なお、商品マスタの設定等が必要な場合にはプラス20万円で上限40万円1事業者あたり上限200万円

申請期限

2019年12月16日（月曜）まで

お問い合わせ先

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

（電話）0120-398-111（通話料無料） / 0570-081-222（通話料がかかります）

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(1) 日本政策金融公庫の災害復旧貸付・金利引き下げ

今般の災害により建物等の直接被害や長期の停電による在庫被害等を受けた中小企業・小規模事業者に対して、事業の復旧を支援するために、日本政策金融公庫が「災害復旧貸付」を実施します。

また、特段の措置として、長期停電が生じた千葉県内41の市町村（災害救助法適用地域）の中小企業者等を対象に、日本政策金融公庫が実施する「災害復旧貸付」について、0.9%の金利引下げを行います（貸付後3年間、1千万円まで）。

※なお、商工組合中央金庫はプロパー融資により、被害に遭われた中小企業に融資を行います。

対象者

- ① 災害により被害を被った中小企業・小規模事業者
- ② 停電により在庫被害等を受けた中小企業・小規模事業者

金利

中小企業事業 → 基準利率 1.11%

国民生活事業 → 基準利率（災害貸付） 1.36%

（令和元年10月1日現在、貸付期間5年の場合。担保の有無等に関わらず利率は一律。）

金利引き下げ

長期停電が生じた千葉県内41の市町村（災害救助法適用地域）において

- ① 市町村長等から事業所または主要な事業用資産に係る被害を受けた旨の証明を受けた者
- ② 停電により在庫品又は生産・営業設備について被害を受けた者

については1事業者あたり、1千万円を上限として、貸付後3年間貸付金利から0.9%を引下げ

貸付期間

中小企業事業 → 設備15年以内・運転10年以内（据置期間5年以内）

国民生活事業 → 適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる

※一般貸付を適用した場合は10年以内（据置期間5年以内）

限度額

中小企業事業 → 別枠で1億5,000万円（代理貸付：7,500万円）

国民生活事業 → 各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円（代理貸付：1,500万円）

お問い合わせ先

「11. お問い合わせ一覧①」をご覧ください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(2) 信用保証制度（セーフティネット保証4号）

自然災害等の突発的事由（豪雨、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行います。

対象者

下記、(イ)、(ロ)の両方に該当する事業者（間接的な被害を受けた方も含む）

- (イ) 指定地域（災害救助法適用又は都道府県から指定の要請があって、国が認めた地域）において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

支援内容

- ① 対象資金：経営の安定に必要な資金
- ② 保証限度額：無担保8,000万円、最大2億8,000万円
※一般保証と別枠で融資額の全額を保証
- ③ 保証利率：信用保証協会所定のため、信用保証協会にお問い合わせください
- ④ 保証期間：個別に信用保証協会にご相談ください
- ⑤ 保証人：原則第三者保証人は不要

お問い合わせ先

「1.1. お問い合わせ先一覧③」をご覧ください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(3) 信用保証制度（災害関係保証）【激甚のみ】

災害により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行います。

対象者

激甚災害法による指定地域において、災害により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊等の直接的な被害を受けた方（※市町村等が発行する罹災証明書が必要となりますが、提出していただく時期につきましては柔軟に対応いたしますので、ご相談ください。）

支援内容

- ① 対象資金：事業の再建に必要な資金
- ② 保証限度額：無担保8,000万円、最大2億8,000万円
※一般保証及びセーフティネット保証4号と別枠で融資額の全額を保証
(一般保証と別枠で、セーフティネット保証4号と合わせて最大5億6,000万円)
- ③ 保証利率：信用保証協会所定のため、信用保証協会にお問い合わせください
- ④ 保証期間：個別に信用保証協会にご相談ください
- ⑤ 保証人：原則第三者保証人は不要

お問い合わせ先

「1.1. お問い合わせ先一覧③」をご覧ください。

(4) 被災既往債務の返済条件緩和等の対応強化

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会が、返済猶予等の既往債務の返済繰延等の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応します。

対象者

令和元年台風第15号による災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

「1.1. お問い合わせ先一覧④⑤」をご覧ください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(5) 小規模企業共済制度の災害時貸付

小規模企業共済制度の災害時貸付の実施

令和元年台風第15号により被災した災害救助法適用地域の小規模企業共済の契約者に対し、(独)中小企業基盤整備機構が原則として即日かつ低利で融資を行います。

対象者

50万円以上の借入れの限度額を有する共済契約者であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所を有し、かつ、当該災害の影響により次の①又は②の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。

- ①被災区域内にある事業所又は主要な資産について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる被害を受けていること。
- ②当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれること。

支援内容

- ①貸付利率：年0.9%
- ②貸付限度額：1,000万円（ただし、共済契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内）
- ③償還期間：貸付金額が500万円以下の場合は3年、貸付金額が505万円以上の場合は5年
- ④償還方法：6か月ごとの元金均等割賦償還
- ⑤担保、保証人：不要
- ⑥借入窓口：商工組合中央金庫本・支店

お問い合わせ先

(独) 中小企業基盤整備機構 共済相談室
平日：9：00～18：00 （電話）050-5541-7171

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(6) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

災害救助法が適用された自然災害の被害に遭われた個人の方について、住宅ローンなどの免除・減額を申し出ることができます。

対象者

令和元年度台風15号の被害にあわれた方

お問い合わせ先

詳細は、ローン借入先の金融機関等にお問い合わせください。

http://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-gl_leaf.pdf

(7) 金融庁相談ダイヤル（金融機関とのトラブル等）

被災者等からの各種金融機関の窓口のお問合せや金融機関等とのお取引に関するご相談等への対応のため、「令和元年台風第15及び第19号金融庁相談ダイヤル」を下記のとおり、開設しました。

対象者

令和元年度台風15号又は第19号の被害にあわれた方

お問い合わせ先

受付時間：平日10：00～17：00（電話での受付）

※ファックス、メールは24時間受付

電話での受付：0120-156-811（フリーダイヤル）

※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

ファックスでの受付：03-3506-6699

メールでの受付：saigai@fsa.go.jp

文書での受付：〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

金融庁 金融サービス利用者相談室

(注) ファックス、メール、文書で受け付けさせて頂いた場合には、相談室より、原則平日10：00～17：00の間に、お電話をお返し致します。なお、フリーダイヤルは通話料金無料です。

(注) 一般の「金融機関との間の個別トラブルに関する相談等や金融行政に関する意見・要望等」については、0570-016811（IP電話からは、03-5251-6811）におかけください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(8) 千葉県制度融資（セーフティネット資金・一般枠）

県内の中小企業者が必要とする資金の融通を円滑にすることを目的に、原則として信用保証協会の信用保証を付けることを条件として、取扱金融機関が融資を行う制度です。

令和元年9月の台風15号の影響を受けた中小企業者は、次の資金がご利用になれます。

対象者

- 1 令和元年台風15号により被害を受けた中小企業者
- 2 所在市町村長から罹災証明を受けた者（原則）

支援内容

- 1 資金の用途：災害の復旧に要する運転資金及び設備資金
- 2 貸付限度額：8,000万円
- 3 融資期間：運転資金・・・7年以内（うち据置期間1年以内）
設備資金・・・10年以内（うち据置期間1年以内）
- 4 融資利率：年1.1～1.7%（融資期間により異なる）
- 5 保証料率：年0.4～1.85%（小規模事業者には、保証料率1.15%を超える場合に補助あり）
- 6 対象地域：千葉県内全域
- 7 取扱金融機関：（地方銀行）千葉・千葉興業・京葉・群馬・常陽・筑波・きらぼし・阿波・東日本・東京スター
（信用金庫）千葉・銚子・東京ベイ・館山・佐原・水戸・朝日・東京シティ・東京東・東栄・亀有・小松川・城北
（信用組合）房総・銚子商工・君津・第一勧業・八ナ・横浜幸銀
（都市銀行）みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな
（信託銀行）三井住友
（中小企業専門金融機関）商工組合中央金庫
- 8 取扱期間等：令和元年9月17日～

お問い合わせ先

千葉県商工労働部経営支援課 金融支援室 TEL 043-223-2707

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(9) 千葉県制度融資（セーフティネット資金・市町村認定枠）

令和元年9月の台風15号の影響により、災害救助法の適用を受けた市町村に所在地がある中小企業者は、前ページの資金と併せて、次の資金がご利用になれます。

対象者

以下の2つの事項について、事業所の所在地の市町村長から認定を受けた者

- 1 災害救助法の指定地域において、1年以上継続して事業を行っていること
- 2 台風による影響を受けた後、1か月間の売上が前年同月比2割以上減少し、その後2か月も同様の見込みであること

支援内容

- 1 資金の用途：災害の復旧に要する運転資金及び設備資金
- 2 貸付限度額：8,000万円
- 3 融資期間：運転資金・・・7年以内（うち据置期間1年以内）
設備資金・・・10年以内（うち据置期間1年以内）
- 4 融資利率：年1.0～1.4%（融資期間により異なる）
- 5 保証料率：年0.75%
- 6 対象地域：千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、千葉市若葉区、千葉市緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町
- 7 取扱金融機関：前ページと同様
- 8 取扱期間等：令和元年9月20日～12月29日

お問い合わせ先

千葉県商工労働部経営支援課 金融支援室 TEL 043-223-2707

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(10) 千葉県制度融資（セーフティネット資金）の利子補給

令和元年台風15号の影響により、中小企業者が県制度融資セーフティネット資金（一般枠及び市町村認定枠）を利用して、事務所や設備の被災施設の復旧等に係る資金の融資を受けた場合、次の利子補給がご利用になれます。

対象者

令和元年台風15号により被災し、県制度融資であるセーフティネット資金（一般枠及び市町村認定枠）の融資を受けた者

支援内容

- 1 対象となる資金：令和元年9月17日から令和2年3月31日の間に貸付実行されたもの
- 2 利子補給率：年0.75%
- 3 利子補給期間：融資を受けた日から5か年以内

お問い合わせ先

千葉県商工労働部経営支援課 金融支援室 TEL 043-223-2707

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(11) 千葉県信用保証協会による緊急短期資金保証

令和元年台風15号により被害を受けた中小企業者に対して、すみやかに当面の資金繰りを支援するため、千葉県信用保証協会が「緊急短期資金保証」を実施します。

対象者

令和元年台風15号により被害を受けた中小企業者

支援内容

- 1 資金の用途：運転資金
- 2 保証限度額：直近決算の平均月商の1カ月以内かつ1,000万円以内
- 3 保証期間：12カ月以内（据置期間を含む）
- 4 融資利率：金融機関所定利率
- 5 保証料率：0.45%～2.20%
- 6 担保：原則、無担保
- 7 保証人：原則、法人代表者のみ
- 8 取扱期間：令和元年9月17日～12月27日

お問い合わせ先

千葉県信用保証協会 本店 TEL 043-221-8110
松戸支店 TEL 047-365-6007

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(12) 千葉市中小企業資金融資制度（災害復旧資金）

千葉市では、令和元年台風第15号の被害を受けた中小企業者のみなさまの復旧のための資金繰り支援として、千葉市中小企業資金融資制度の災害復旧資金の受付を開始しました。

対象者

令和元年台風第15号により被害を受けた、千葉市内で事業を営む中小企業者

※千葉市が発行する「り災証明書」の取得が必要となります。

支援内容

- ① 資金使途：運転資金（7年以内）、設備資金（10年以内）
- ② 融資限度額：5,000万円
- ③ 融資利率：年1.4%以内（別途、千葉県信用保証協会の保証料が必要です）
- ④ 利子補給率：年1.4%
- ⑤ 取扱金融機関：
千葉銀行（すべての支店）、千葉興業銀行（すべての支店）、
京葉銀行（すべての支店）、千葉信用金庫（すべての支店）、
みずほ銀行（千葉支店、稲毛支店、稲毛海岸支店）、三井住友銀行（千葉エリア）、
三菱UFJ銀行（千葉支社）、りそな銀行（千葉支店）、常陽銀行（千葉支店）、
銚子信用金庫（千葉支店）、佐原信用金庫（作草部支店、都賀支店）、
商工組合中央金庫（千葉支店）

お問い合わせ先

千葉市経済農政局経済部産業支援課 経営支援班 電話：043-245-5284

公益財団法人千葉市産業振興財団（千葉市ビジネス支援センター）電話：043-201-9505

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(13) 千葉市中小企業資金融資制度（経営安定資金）

自然災害等の突発的事由により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図り、中小企業者の経営基盤の確立に資することを目的とします。

対象者

中小企業信用保険法に基づく認定（セーフティネット4号）を受けた、千葉市内で事業を営む中小企業者

※セーフティネット4号の指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること

※台風第15号の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月比20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期比20%以上減少することが見込まれること

支援内容

- ① 資金用途：運転資金（5年以内）、設備資金（7年以内）
- ② 融資限度額：5,000万円
- ③ 融資利率：年1.8%以内（別途、千葉県信用保証協会の保証料が必要です）
- ④ 利子補給率：年0.8%（上限は、「融資利率－0.2%」）
- ⑤ 取扱金融機関：
千葉銀行（すべての支店）、千葉興業銀行（すべての支店）、
京葉銀行（すべての支店）、千葉信用金庫（すべての支店）、
みずほ銀行（千葉支店、稲毛支店、稲毛海岸支店）、三井住友銀行（千葉エリア）、
三菱UFJ銀行（千葉支社）、りそな銀行（千葉支店）、常陽銀行（千葉支店）、
銚子信用金庫（千葉支店）、佐原信用金庫（作草部支店、都賀支店）、
商工組合中央金庫（千葉支店）

お問い合わせ先

千葉市経済農政局経済部産業支援課 経営支援班 電話：043-245-5284

公益財団法人千葉市産業振興財団（千葉市ビジネス支援センター）電話：043-201-9505

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(14) 茂原市中小企業融資利用者への信用保証料助成

令和元年台風15号で被災した中小企業者の方に対し、茂原市中小企業融資制度を利用して復旧に要する融資（災害融資）を受ける場合、信用保証料を助成します。

対象者

茂原市中小企業融資制度の対象者で、令和元年台風15号による被害を受けた方

支援内容

茂原市中小企業融資制度において、災害復旧に要する資金の借り入れ時に、千葉県信用保証協会に納入する信用保証料を助成します。

対象となる資金：茂原市中小企業融資制度

助成率：全額

■ 保証料助成の流れ

- ①茂原市中小企業融資申込書の資金用途欄に、災害復旧に要する資金であることを具体的に記入し申し込む。
- ②千葉県信用保証協会の審査
- ③保証料を納入
- ④茂原市へ保証料助成を申請
- ⑤茂原市から申請者の口座へ助成金を振込。

■ 受付期間

融資（災害融資）の申込：令和2年2月28日

保証料助成の請求：令和2年3月31日

お問い合わせ先

茂原市商工観光課
TEL 0475-20-1528

4. 下請取引のトラブルが不安

(1) 下請取引について、親事業者への配慮要請

令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨の発生に伴い、交通インフラや建物・設備の損害が確認される等、取引上の影響は、全国の親事業者、下請事業者に広がる可能性があります。経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者に対する影響を最小限とするため、経済産業大臣名（他省庁所管の業界については主務大臣との連名）で、業界団体代表者（1,115団体）に、不当な取引条件の押し付けが無いよう、親事業者の必要な配慮等について要請しています。

（要請事項）

- ① 親事業者においては、今回の豪雨の発生を理由として、下請事業者に一方向的に負担を押しつけることがないよう、十分に留意すること。
- ② 親事業者においては、今回の豪雨によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること。

(2) 型の保管・管理に関してお困りの方

今回の豪雨によって、親事業者から預かっていた金型等が、破損や消失、汚損等してしまった際に、自然災害を理由として、下請事業者が責任を負わなくてもよい場合がございます。

金型等について破損等があった場合には、まずは発注者・取引先にご相談ください。

また、取引関係でお困りごとがある場合は、「下請かけこみ寺」までご連絡ください。

参考

【1】東日本大震災に関連するQ&A集（平成23年公正取引委員会より公表）

問8：震災の影響により、下請事業者が親事業者から預かっていた物品が破損したことを理由として、親事業者が損害賠償請求として金銭を下請代金から差し引くことは、下請法上問題となりますか。

A:「親事業者が、下請事業者に責任がないのに、下請代金の減額を行うことは、下請法上問題となります。したがって、震災の影響により親事業者から預かっていた物品が破損したとしても、通常、下請事業者に責任があるとはいえ、親事業者が震災による損害額を下請代金から減額することは、下請法上問題となるおそれがありますので御注意ください。」と示されており、今般の自然災害においても同様の考え方が適用されます。

4. 下請取引のトラブルが不安

【2】型の取り扱いに関する覚書（ひな形※）（平成29年7月経済産業省より公表）

※部品等の発注者と受注者が締結する覚書の一例

第5条

1項「第3条第1項により定めた耐用年数または耐用回数にかかわらず、型が、天災地変もしくは製品の製作による自然消耗等甲の責によらない事由、火災または盗難により、損耗または滅失し、以後の使用が不可能となった場合は、甲は、直ちにその旨を乙に通知するものとする。」

2項「前項の損耗または滅失による型の損害については、甲は、補償の責を負わないものとする。」

（第5条により担保される内容等）

型が、①天変地異など、受注者の責によらない事由、②火災により、以後の使用が不可能になった場合、すぐに発注者に通知してください。これらの理由による損害は、受注者は補償の責任を負いません。

（型の取り扱いに関する覚書（ひな形））

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/sokeizai/kata/oboegakihinagata.pdf

対象者

今般の自然災害による型に関してお困りの中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

「下請かけこみ寺」

（電話）0120-418-618（お近くの「下請かけこみ寺」につながります）

（3）下請かけこみ寺

取引関係でお困りごとがある場合や、発注元企業との取引の中でトラブルが生じた場合は、お近くの「下請かけこみ寺」までご連絡ください。下請法や中小企業の取引問題に知見を有する相談員や弁護士等が親身にお話を伺い、アドバイス等を無料で行います（相談内容や相談を受けたことは秘匿といたします）。

対象者

企業間取引に関して、さまざまな悩みをもつ中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

「下請かけこみ寺」

- 一般的な取引関係のご相談（電話）0120-418-618（お近くの「下請かけこみ寺」につながります）
- 消費税転嫁に関するご相談（電話）0120-300-217

5. リース関係のトラブルが心配

(1) リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会）

リース料のお支払いや災害で使えなくなったリース物件に関するご相談に応じます。ご相談内容によって、リース会社の相談窓口をご案内します。

対象者

令和元年台風15号等により、被害を受けた中小企業・小規模事業者、リース契約の保証人

支援内容

リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会）では、リース料のお支払いや災害で使えなくなったリース物件に関するご相談に応じ、助言、リース会社の相談窓口をご案内します。

（ご相談例）

- ①リース物件のリース料について、事業が軌道にのるまで、その支払いを止めることができないか。
- ②リース物件が水災で使用できなくなった場合にリース料の支払いをどうすればよいのか。
- ③リース物件に付保されている動産総合保険（※）の手続き

（※）通常は、この保険によって、リース物件が滅失したときの損害賠償金＝残りのリース料相当額のお支払いが免除されます。

お問い合わせ先

リース相談窓口（公益社団法人リース事業協会）

（電話） 03-3595-2801

（受付 平日10時～12時、13時～16時）

6. 従業員の休業や離職に関する手当を知りたい

(1) 雇用保険の基本手当（失業給付）の特別措置

事業所が災害で休業したことにより、一時的に離職を余儀なくされた方が、雇用保険の基本手当（失業給付）を受給できる特別措置を実施しています。

対象者

- 雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方
- 事業所が災害で休業したことにより、一時的に離職を余儀なくされた方

支援内容

令和元年台風第15号による停電に伴う災害にかかる災害救助法の適用地域に所在する事業所が災害により休業する場合に、一時的な離職を余儀なくされた方に対して、雇用保険の基本手当（失業給付）を支給。

※災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。（受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。）

※制度利用に当たっての留意事項

本特別措置を利用して、基本手当（失業給付）の支給を受けた方については、休業等が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業等前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用に当たっては、ご留意をお願いします。

お問い合わせ先

お近くの都道府県労働局またはハローワーク。詳細は、「1 1. お問い合わせ先一覧⑤」をご覧ください。

6. 従業員の休業や離職に関する手当を知りたい

(2) 雇用調整助成金

雇用調整助成金は、景気の変動、産業構造の変化等に伴う「経済上の理由」によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業、教育訓練又は出向）を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、事業主が支払う休業手当、賃金等の一部を助成する制度です。

台風15号等の影響により、下記のような「経済上の理由」により事業活動が縮小し、休業等を行う場合にも活用できる場合があります。

支給対象・要件

- ① 雇用保険適用事業所
- ② 雇用保険被保険者

【主な支給要件】

- ・ 最近3か月の生産量、売上高等の生産指標が前年同期比で10%以上減少していること。
- ・ 最近3か月の雇用保険被保険者数等の雇用指標が前年同期比で一定規模以上増加していないこと。
- ・ 実施する休業等が労使協定に基づくものであること。
- ・ 過去に雇用調整助成金を受給した事業主が新規に休業等の対象期間を設定する場合、以前の休業等対象期間の満了日の翌日から起算して1年を超えていること。

「経済上の理由」例

- ・ 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- ・ 風評被害により、観光客が減少した場合
- ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる経済的な取引関係の悪化、困難

助成の内容

① 助成率・助成額

休業を実施した場合の休業手当又は教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成率（1人1日8,335円が上限）

大企業の場合

1 / 2

中小企業の場合

2 / 3

教育訓練を実施した場合の加算額

1人1日あたり
1, 200円

② 支給限度日数

1年間で100日（3年間で150日）

※台風15号、19号の災害において被災された事業者については、特例が使用できる可能性があります。

詳細は右記を確認ください（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07425.html）

お問い合わせ先

「11. お問い合わせ先一覧⑥」をご覧ください。

7. 税金の申告・納付期限の延長等について知りたい

(1) 国税に関する申告・納付等の期限の延長

災害により申告・納税等をその期限までにできないとき（交通途絶等）は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。

この手続は、当初の期限が経過した後でも行うことができますので、被災の状況が落ち着いてから、最寄りの税務署にご相談ください。

(2) 所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、「所得税及び復興特別所得税の全部または一部を軽減」できる場合があります。

また、給与等、公的年金等、報酬等から徴収される（又は徴収された）源泉所得税の徴収猶予や還付を受けられる場合があります。

(3) 納税の猶予

災害により財産に相当な損失を受けた場合には、所轄税務署長に申請しその承認を受けることにより、納税の猶予を受けられます。

税に関するその他の情報について

上記の災害にあった場合の税制上の措置以外にも、①災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付などの法人税の特例、②消費税に係る簡易課税制度の適用（不適用）に関する特例、③相続税・贈与税の免除又は軽減などがありますので、詳しくは国税庁ホームページ< <https://www.nta.go.jp/> >をご覧ください。

お問い合わせ先

国税に関する申告・納税等の期限の延長措置等について、お知りになりたいことがありましたら、電話相談センターをご利用ください。

電話相談センターのご利用は、所轄の税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。

なお、個別的なご相談については、番号「2」を選択して、所轄の税務署へご相談ください。

所轄税務署につきましては、「1 1. お問い合わせ先一覧⑦」をご覧ください。

地方税に関する法律又は条例に基づく申告、申請その他書類の提出、納付等の期限の延長や、徴収猶予、減免措置については、各都道府県、市町村にお問い合わせください。

7. 税金の申告・納付期限の延長等について知りたい

(4) 県税に関する申告・納付等の期限の延長

千葉県では、下記の指定地域内に住所または主たる事務所もしくは事業所のある方について、県税に関する申告・納付等の期限を延長しました。

対象者

下記の指定地域内に住所または主たる事務所もしくは事業所を有する方

○指定地域

千葉市中央区、千葉市花見川区、千葉市稲毛区、千葉市若葉区、千葉市緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

支援内容

① 延長される期限

県税に関する申告・納付等の期限のうち、令和元年9月9日以降に到来するものについて、別途告示で定める日まで延長されることとなります。

※県税のうち個人県民税均等割・所得割については、市町村が個人市町村民税と併せて賦課・徴収しているため、市町村の取扱いによります。

② 指定地域外に住所等を有する方の期限延長

指定地域外に住所等を有する方についても、災害により申告・納付等を期限までに行うことができないと認められる場合には、申請により期限を延長することができますので県税事務所へご相談ください。

お問い合わせ先

各県税事務所または県税務課企画税制班 (電話) 043-223-2114

7. 税金の申告・納付期限の延長等について知りたい

(5) 徴収猶予

納税者または特別徴収義務者がその財産について災害を受けたことにより、県税を一時に納税できないと認められる場合は、申請により納税が猶予されます。

お問い合わせ先

各県税事務所または県税務課収税指導室 (電話) 043-223-2127

(6) 減免等

災害により損害を受けた場合は、申請により次の税目について減免などが認められる場合があります。

- 個人事業税：災害により事業用資産について損害を受けた場合
- 不動産取得税：災害により滅失もしくは損壊した不動産に代わる不動産を取得した場合、または取得した不動産がその取得直後に災害により滅失もしくは損壊した場合
- 軽油引取税：特別徴収義務者が災害により代金および軽油引取税を受け取ることができなくなった場合、または失った場合
- 自動車税：災害により自動車に損害を受けて、運行の用に供することができない場合

お問い合わせ先

各県税事務所または県税務課課税調査班 (電話) 043-223-2117

国税や市町村税に関する申告・納付等の期限の延長や、徴収猶予、減免措置については、管轄の税務署または市町村へお問い合わせください。

8. 風評被害を払拭し、観光客を呼び戻したい

(1) 商店街活性化・観光消費創出事業

令和元年度台風15号により被災した地域の商店街等の活性化や観光消費の需要の取り込み等に向けたイベント等の取組を支援します。(上限100万円)

対象者

千葉県において災害救助法の適用を受けた市町村に所在する商店街等組織※
※商店街等を構成する、商店街振興組合、事業共同組合、任意団体等

公募の概要

①募集開始日：令和元年10月4日（金）～11月15日（金）

※早急に事業を実施したい方のため、10月31日（木）までに提出いただいた分は、先行して審査・採択

②補助率：観光消費創出事業：2 / 3 以内

専門家派遣事業【任意】：10 / 10（定額）

③上限額：100万円（消費創出事業と専門家派遣事業との合計額）

④補助対象者：商店街等組織又は商店街等組織と民間事業者の連携体

補助対象費目：謝金、旅費、店舗等賃借料、設営日、備品費、借料・損料、消耗品費、印刷製本費、
広報費、委託費、外注費、補助員人件費 など

お問い合わせ先

関東経済産業局 流通・サービス産業課 商業振興室 (電話) 048-600-0317
中小企業庁商業課 (電話) 03-3501-1929

8. 風評被害を払拭し、観光客を呼び戻したい

(2) 千葉県地域商業活性化事業補助金 (活性化推進事業(連携事業))

商工会・商工会議所や商店街団体などが、被災からの復興のため、他の団体と連携して実施する、地域商業の活性化に資するイベントなどの事業について補助します。

対象者

商工会・商工会議所、商店街団体、NPO法人等
※商業者を含む複数の団体によるグループであること

支援内容

地域商業が抱える課題を解決するために商業者を含む複数の団体が行き組む、地域ならではの創意工夫や新規性のある事業について補助します。

【想定される事業の例】

- ①被災した商店街団体等が他団体と連携して活性化を図る事業
・被災した商店街が地域のNPO団体などと連携して実施する復興イベント など
- ②被災した商店街団体等が他の地域の団体と連携して活性化を図る事業
・被災した商店街と他の地域の商店街が連携して実施する共同の販売促進イベント

【補助率】 対象事業費の2/3以内 ※市町村からの補助は任意

【補助限度額】 100万円

お問い合わせ先

千葉県商工労働部経営支援課商業振興班
Tel 043-223-2824

9. 補助金の申請その他の手続きについて知りたい

(1) 補助事業等の執行手続きにおける柔軟な対応

①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金 一次公募採択事業者の皆様

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金では、千葉県地域事務局、及び関東ブロック地域事務局において交付申請を受け付けております。被災された事業者の中で、各事務局が示している交付申請の受付期間に間に合わない場合については、各事務局に一報を入れていただければこの期間が経過した後も交付申請書は受け付けます。

今回の災害により、工場や既存の設備に影響が出たことから、応募申請時と機械設備を変更する必要がある場合など、交付申請に係るご相談については、各事務局にお問い合わせください。

また、今回の災害で被災された一次公募採択事業者については、罹災証明書の提出等により、1か月程度事業実施期間を延長する予定にしております。具体的な手続きは、各事務局にお問い合わせください。

対象者

今回の災害で被災された一次公募採択事業者。

お問い合わせ先

- ・ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（一次公募）採択事業者
千葉県地域事務局 （電話）043-225-2533
全国事務局 （電話）03-6280-5560
- ・ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金（一次公募）採択事業者
関東ブロック地域事務局（電話）048-782-9986
全国事務局 （電話）03-3523-4908

②小規模事業者持続化補助金

平成30年度二次補正予算小規模事業者持続化補助金で交付決定を受けている事業者について、12月末（補助事業実施期限）までに補助事業が完了できないと見込まれる場合には、事業の進捗状況等を個別にご相談いただくことにより、1月中旬頃まで補助対象期間の延長が可能となる場合があります。個別のご相談については、下記へお問い合わせください。

対象者

今回の災害で被災された「平成30年度二次補正予算 小規模事業者持続化補助金」の交付決定を受けている事業者。

お問い合わせ先

千葉県商工会联合会又は日本商工会議所小規模事業者持続化補助金事務局へご相談ください。 30
商工会地区：千葉県商工会联合会 043-305-5222
商工会議所地区：日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局 電話：03-6447-2389

10. 今後の災害に備えたい

(1) 事業継続支援助成金

事業継続計画（BCP）の策定に関する取り組みに対して、経費の一部を助成します。

対象者

千葉市内に主たる事務所又は事業所がある中小企業者

支援内容

千葉市内において、事業継続計画（BCP）の策定を専門家等に依頼した際に発生するコンサルティング費用の一部を助成し、災害時等の不測の事態に対応し得る事業継続への円滑な取り組みを支援します。

- ① 補助率：1／2（上限50万円）
- ② 対象経費：BCP策定を専門家等に依頼した際に発生するコンサルティング費用
- ③ 申請窓口：公益財団法人千葉市産業振興財団 産業創造課

※申請は1年度1企業1回とします。また、助成金の採択にあたり、審査を実施します。

お問い合わせ先

公益財団法人千葉市産業振興財団（千葉市ビジネス支援センター） 電話：043-201-9504

1 1. お問い合わせ先一覧

①、②融資に関するご相談	
①日本政策金融公庫	
千葉支店（中小企業事業）	043-243-7121
千葉支店（国民生活事業）	043-241-0078
船橋支店（国民生活事業）	047-433-8252
館山支店（国民生活事業）	0470-22-2911
松戸支店（国民生活事業）	047-367-1191
②商工組合中央金庫	
千葉支店	043-248-2345
松戸支店	047-365-4111
浦安出張所	047-355-8011
③信用保証に関するご相談	
千葉県信用保証協会	043-221-8111
④財務状況の改善に関するご相談・支援（二重ローンを含む）	
千葉県中小企業再生支援協議会	043-227-4101
⑤事業所が災害により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合【雇用保険特別措	
千葉労働局職業安定課	043-221-4081
ハローワーク千葉	043-242-1181
ハローワーク市川	047-370-8609
ハローワーク銚子	0479-22-7406
ハローワーク館山	0470-22-2236
ハローワーク木更津	0438-25-8609
ハローワーク佐原	0478-55-1132
ハローワーク茂原	0475-25-8609
ハローワーク茂原（いすみ出張所）	0470-62-3551
ハローワーク松戸	047-367-8609
ハローワーク松戸（野田出張所）	04-7124-4181
ハローワーク船橋(第一庁舎)	047-431-8287
ハローワーク成田	0476-27-8609
ハローワーク千葉南	043-300-8609
⑥災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合【雇用調整助成金】	
千葉労働局職業安定部職業対策課	043-221-4393
ハローワーク千葉	043-242-1181
ハローワーク千葉南	043-300-8609
ハローワーク市川	047-370-8609
ハローワーク銚子	0479-22-7406
ハローワーク館山	0470-22-2236
ハローワーク木更津	0438-25-8609
ハローワーク佐原	0478-55-1132
ハローワーク茂原	0475-25-8609
ハローワークいすみ	0470-62-3551
ハローワーク松戸	047-367-8609
ハローワーク野田	04-7124-4181

1 1. お問い合わせ先一覧

⑦税務署（国税の申告・納付関係）	
市川（市川市、浦安市）	047-335-4101
柏（野田市、柏市、我孫子市）	04-7146-2321
木更津市（木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市）	0438-23-6161
佐原（香取市、香取郡）	0478-54-1331
館山（館山市、鴨川市、南房総市、安房郡）	0470-22-0101
千葉西（花見川区の一部、稲毛区の一部、美浜区の一部、習志野市、八千代市）	043-274-2111
千葉東（中央区の一部、花見川区の一部、稲毛区の一部、若葉区、美浜区の一部）	043-225-6811
千葉南（中央区の一部、緑区、市原市）	043-261-5571
銚子（銚子市、旭市、匝瑳市）	0479-22-1571
東金（東金市、山武市、大網白里市、山武郡）	0475-52-3121
成田（成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡）	0476-28-5151
船橋（船橋市）	047-422-6511
松戸（松戸市、流山市、鎌ヶ谷市）	047-363-1171
茂原（茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡）	0475-22-2166
⑧県税事務所（県税の申告・納付関係）	
中央県税事務所	043-231-0161
千葉西県税事務所	043-279-7111
船橋県税事務所	047-433-1275
松戸県税事務所	047-361-2112
柏県税事務所	04-7147-1231
佐倉県税事務所	043-483-1115
香取県税事務所	0478-54-1314
旭県税事務所	0479-62-0772
銚子支所	0479-22-5907
東金県税事務所	0475-54-0223
茂原県税事務所	0475-22-1721
大多喜支所	0470-82-2214
館山県税事務所	0470-22-7117
木更津県税事務所	0438-25-1110
市原県税事務所	0436-22-2171
自動車税事務所	043-243-2721

1 1. お問い合わせ先一覧

⑨ 全般的なご相談	
銚子商工会議所	0479-25-3111
千葉商工会議所	043-227-4101
木更津商工会議所	0438-37-8700
佐原商工会議所	0478-54-2244
茂原商工会議所	0475-22-3361
館山商工会議所	0470-22-8330
八街商工会議所	043-443-3021
東金商工会議所	0475-52-1101
市原商工会議所	0436-22-4305
成田商工会議所	0476-22-2101
佐倉商工会議所	043-486-2331
君津商工会議所	0439-52-2511
千葉県商工会連合会	043-305-5222
千葉県中小企業団体中央会 (ものづくり補助金問い合わせ先)	043-306-3281
(独) 中小企業基盤整備機構関東本部	03-5470-1620
よろず支援拠点(公材) 千葉県産業振興センター	043-299-2921
関東経済産業局 産業部 中小企業課	048-600-0321
全国商店街振興組合連合会	03-3553-9300
⑩ 災害救助法が適用された千葉県内の市町村の商工会・商工会議所(持続化補助金)	
千葉市土気商工会	043-294-2474
木更津市富来田商工会	0438-53-4141
成田市東商工会	0476-73-2205
旭市商工会	0479-62-1348
勝浦市商工会	0470-73-0199
鴨川市商工会	04-7092-0320
富津市商工会	0439-87-7071
四街道市商工会	043-422-2037
袖ヶ浦市商工会	0438-62-0539
印西市商工会	0476-42-2750
富里市商工会	0476-93-0136
南房総市内房商工会	0470-33-2257
南房総市朝夷	0470-44-1331
匝瑳市商工会	0479-72-2528
香取市商工会	0478-82-3307
山武市商工会	0479-86-5147
いすみ市商工会	0470-62-1191

1 1. お問い合わせ先一覧

⑩災害救助法が適用された千葉県内の市町村の商工会・商工会議所（持続化補助金）	
大網白里市商工会	0475-72-0239
酒々井町商工会	043-496-0063
栄町商工会	0476-95-0245
神崎町商工会	0478-72-2548
多古町商工会	0479-76-2206
東庄町商工会	0478-86-3600
九十九里町商工会	0475-76-4165
芝山町商工会	0479-77-1270
横芝光町商工会	0479-82-0434
一宮町商工会	0475-42-3089
睦沢町商工会	0475-44-0112
長生村商工会	0475-32-0152
白子町商工会	0475-33-2517
長柄町商工会	0475-35-3450
長南町商工会	0475-46-0188
大多喜町商工会	0470-82-2538
鋸南町商工会	0470-55-3691
袖ヶ浦市商工会	0438-62-0539
銚子商工会議所	0479-25-3111
千葉商工会議所	043-227-4101
木更津商工会議所	0438-37-8700
佐原商工会議所	0478-54-2244
茂原商工会議所	0475-22-3361
館山商工会議所	0470-22-8330
八街商工会議所	043-443-3021
東金商工会議所	0475-52-1101
市原商工会議所	0436-22-4305
成田商工会議所	0476-22-2101
佐倉商工会議所	043-486-2331
君津商工会議所	0439-52-2511